

公民最新資料

特集第3号

INDEX

- 特集①** 「家庭教育支援法」—内容と問題点 …………… 2
 一橋大学非常勤講師 平井 和子
- 特集②** 社会形成体験型授業の実践～「公共」導入を見据えて～ …… 6
 広島女学院中学高等学校教諭 安宅 弘展
- 特集③** 自由とは何かを考え議論する対話型授業
 ～ダイヤモンドランキングと、
 倫理と政治・経済とのコラボレーション～ ……………14
 広島大学附属福山中・高等学校教諭 下前 弘司



一橋大学非常勤講師 平井 和子

1. はじめに

近年、児童虐待、いじめ、発達障害、ひきこもり、子どもの貧困、学力格差などの問題に対して、その原因を「家庭教育の低下」とみなし、家庭教育を「支援」することによってこれらの課題に対処しようとする動きが顕著になっている。

文部科学省は、「社会的課題に応える家庭教育支援」を目指して、2011年6月から「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」を設置し、2012年3月、報告書「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」をまとめた¹。

また、民間の「親学」推進活動に賛同する国会議員・地方議員の動きを受けて、自民党は議員立法として「家庭教育支援法」案を国会に上程しようとしている(7月に会期末を迎えた第193回国会では「テロ等準備罪」を巡る攻防のなかで上程が断念された)。国会での立法化に先立ち、地方では条例化が進み、現在、8県5市で制定されている²。条例に基づく啓発活動は教育委員会が担当し、なかには、教員免許更新時に家庭教育支援に関するプログラムを受講するように組み込んだ自治体もある。

一方、この法案が最もプライベートな私的領域(家庭)への公的権力の介入につながるとして、法律家や女性団体から危ぶむ声もあがっている。筆者は、近現代女性史研究者として、国策とジェンダーの問題を専門にしている立場から、本稿で法案の基本理念を検討し、法案提出の時代的背景を押さえ、成立すれば教育現場に大きな影響をあたえる本法案の問題を提示したい。

2. 法案の内容

自民党による家庭教育支援法案(2016年10月20日公表、2017年2月修正、以下「支援法案」)は、15条からなる。まず、法案の第1条(目的)では、「家庭をめぐる環境の変化」に対応するため「家庭教育を支援することが緊要な課題」となっているとし、家庭教育支援に関する基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、「支援」に関する必要事項を定める、としている。「家庭をめぐる環境の変化」とは、家族の構成員の減少と、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、地域社会との関係が希薄になったことをあげている。第2条(基本理念)では、家庭教育は、「父母その他の保護者の第一義的責任において」行われ、「子に生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自

立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」ことが掲げられている。また、家庭教育の支援は、「父母その他の保護者が子育ての意義についての理解を深め、かつ、子育てに伴う喜びを実感できるように配慮して行われなければならない(第2条第3項)」と、個人の情緒的な面まで踏み込んでいる。見逃してはならない点は、改正教育基本法に明記され、2016年時点でもあった、「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という文言が第2条第2項から抜け落ちている点である。第3条以降は、国の責務、地方公共団体の責務、学校又は保育所の設置者の責務、地域住民の役割、基本方針の作成(国・地方公共団体)、啓発活動、調査研究等である。

以上ざっと見たが、第2条では「父母その他の保護者」が、子に身に付けさせるべき習慣や自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう「努めること」、子どもに社会との関わりを自覚させ、人格形成の基礎を培うことも要請している。また地域住民等は、国及び地方公共団体の施策に協力するよう「努めること」となっており、全体の傾向として、国が子育て支援に必要な社会制度を整えるというより、子育てをする国民の義務を、父母その他の保護者をはじめとして地域住民に課すというものになっている。

国に先行する地方条例は、より具体的な内容になっており、この「支援法」が成立したら、親や地域住民に細かな「義務」が求められることが想像される。例えば、「支援法案」では、家庭教育の第一義的責任を「父母その他の保護者」としているが、「祖父母世代の役割」を明記する県もある(「ぐんまの家庭教育支援条例」)。また、家庭教育の定義について、保護者がその子どもに対して教える事項の中に、「挨拶及び礼儀」・「思いやり」・「家族の大切さ」など8項目を列挙する県もある(岐阜県家庭教育支援条例)。

3. 法案の提出の背景

「支援法案」は、2006年第1次安倍政権のもとで、「改正」された教育基本法の流れをくむ。同法では、「道徳心」「公共の精神」「我が国と郷土を愛する態度」などを盛り込んだ第2条「教育の目標」や、第10条「家庭教育」、第11条「幼児期の教育」が新設された。戦前の、特に戦争動員に教育が果たした役割の大きさを教訓として1947年に制定された旧教育基本法は、国が国民に対して保障する教育の基本理念(第10条「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」)を示したものであったが、新教育基本法は、国が国

民に求める「あるべき像」を示す色彩が強い。それが第2条「教育の目標」に掲げられた、国民が身に付けるべき徳目の多さに示されており、2018年度からの小学校での道徳の教科化にもつながっている。道徳の教科書検定で、「伝統と文化の尊重」を求めた結果、「パン屋」が「和菓子屋」へ変更されたという愚かしくも笑えないエピソードは記憶に新しい。ちなみに、戦前教育の背骨であった「教育勅語」は、1947年衆院・参院で、それぞれ排除・失効が確認決議されている。

「支援法案」提出の理由を、自民党家庭教育支援法案プロジェクトチーム事務局長の上野通子参院議員は次のように述べている。

かつては祖父母や親戚を含む大家族や地域社会の中で子育てができたが、今はひとり親家庭の増加、子どもの貧困、児童虐待が社会問題となり、物事の善悪を判断して子どもに教えることができない親が増えている(『毎日新聞』「論点：シリーズ憲法70年 家族と国を考える」2017年5月5日)。

このような認識は、「親学」³推進を展開する人々にも共通している。

わたしたちの親や祖父母の時代と現代をくらべると、少子化、核家族化や価値観の多様化、女性の社会進出などともなっていて、子育てや親と子を取り巻く状況は大きく変化しています。近年は、不登校や非行といった子どもをめぐる問題が深刻化する一方で、学校に対して理不尽な要求をする「モンスター・ペアレント」が話題になるなど、家庭の教育力の低下が指摘され、親と子の在り方という問題が大きくクローズアップされてきています(一般財団法人「親学推進協会」<http://www.oyagaku.org/aboutus/>)。

親学推進協会の高橋史朗氏は、自覚のない親や、愛情不足の親、家庭崩壊などによってかつての日本人が伝統的に

行ってきた子育てが失われている、と警鐘を鳴らし、「立派な親を育てなければなりません」(高橋史朗監修・親学会編『続・親学のすすめ』モロロジー研究所、2006年)と主張する。この「親学」に賛同する安倍晋三氏を会長に2012年「親学推進議員連盟」が発足し、「支援法」の立法化が目指されるようになった。

一方、文科省も、児童生徒の「学習意欲、体力の低下は社会の根幹を揺るがす喫緊の課題」との認識のもと、2006年から、規則正しい生活習慣をつけさせるためにPTA、子ども会などとともに各地域で地域の人材を集めて、家庭教育支援チームの設置や、「早寝早起き朝ごはん国民運動」⁴を推進してきた。ここには、生活困難—学習意欲低下—貧困の連鎖に何とか対応しようとする姿勢がみとれる。

4. 法案の問題点

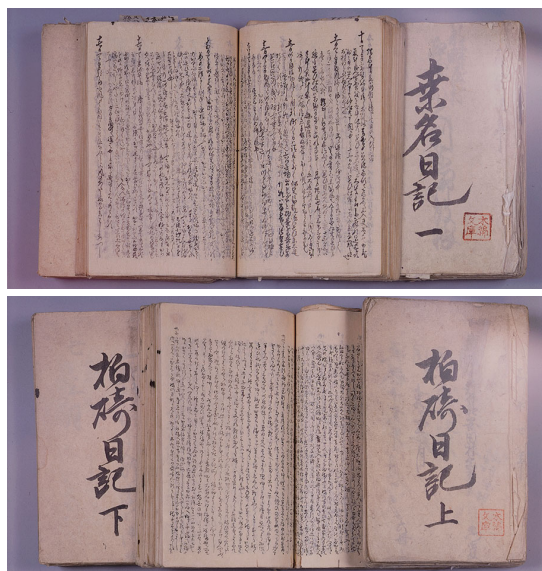
「支援法案」の問題点に関して、以下4点から見てみよう。

1 前提となる認識の危うさ—「伝統的家族」とは？

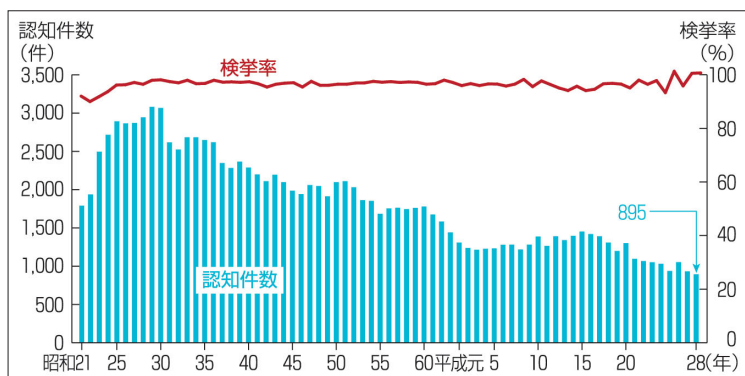
「支援法案」は、家庭教育支援を必要とする理由として、条文第1条では「家族の構成員の減少と家族が共に過ごす時間が少なくなった」ことを挙げている。まるで核家族化と女性が家にいる時間が少なくなったことが、「家庭教育の低下」を招いたかのような認識である。

しかし、「男は仕事／女は家庭」というジェンダー体制(「家族の55年体制」)のもと、専業主婦が専ら家庭内のケア労働になった高度経済成長の時代は、日本の歴史の中でもイレギュラーな時代であった。それ以前の第一次産業中心の社会では、男女ともに外で働き、授乳以外は母親に抱かれることも少なかった。江戸時代の下級武士層の子育ては父親の役目であったが(図1参照)、近代社会の成立による職住分離と性別役割分担によって、育児から男性が遠ざかっていくこととなった。

「支援法案」に批判的な教育史家の広田照幸氏は著書『日



◀図1「桑名日記」(上)と「柏崎日記」(下) 天保期、桑名藩の下級武士渡部平太夫(祖父)と、柏崎へ赴任した勝之助(父)が孫や子の成長を報告し合う交換日記。祖父や父による「育児日記」とも称されるほど、詳細な子育ての様子が記されている。桑名市博物館蔵



▲図2 殺人の認知件数と検挙率の推移(法務省『平成28年度犯罪白書』ほか参考)

本人のしつけは衰退したか』で、日本の庶民の子育ての歴史は「放任」であったが、子どもたちが「ゆがんだ」性格になったわけではないと指摘している。また、「家族の絆」は現在の方が強くなっており、強すぎて新たな問題も生じていると警鐘を鳴らしている⁵。

先に紹介した自民党家庭教育支援法案プロジェクトチームの上野通子氏の「かつては大家族で、躰がしっかりしていた」という前提自体、実態とは異なっている。第1回国政選挙(1920年)を分析した戸田貞三によると、大正時代でも三世以上同居家族は31%で、核家族(54%)より低いのである(『家族構成』1937年、新版2001年、新泉社)。また、警察庁のデータによると、殺人の認知件数のピークは1950年代で、その後一貫して減少している(p.3 図2参照)。1950年代は国民学校で「修身」や「教育勅語」を教え込まれた世代が16歳以上になる時期に当たり、戦前の徳目教育が凶悪犯罪の抑止にはつながらないことを示唆している。戦後の日本の殺人発生件数(人口10万人当たり)の少なさは、殺人数の多い諸外国からも注目されている⁶。

政府は2015年3月閣議決定した「少子化社会対策大綱」に、「世代間の助け合い」を目的とした「三世同居・近居の促進」を盛り込んだ。子育てに祖父母の役割を期待する「支援法案」とのつながりも感じられ、ケア労働(家事・育児・介護)にかかる社会保障を、「家族の絆」という美名のもとで、各家庭に担ってもらおうとする意向も透けて見える。民主党政権下で打ち出された「子育ては社会全体で」という「公助」から、各家庭でという「自助」への転換がはかられていると言えよう。

2 憲法第24条の「個人の尊厳」に抵触するのは？

この「家族の助け合い」という姿勢は、自民党の改憲草案にも表れている。自民党2012年案では、家庭内における「個人の尊重」と「両性の本質的平等」をうたった憲法第24条の冒頭に、「家族は、互いに助け合わなければならない」という条文を加えている。この条文は、戦前の日本を形作っていた「家族国家」観、つまり家庭を国家の基礎とし、「御親」である天皇の下に国民を家族単位で統合したものを彷彿とさせる。この「家族国家」は、家父長を中心に、男女の役割分担が明確に分けられ、男性は労働者・納税者・徴兵に应じる国民兵として、女性は家父長を支え、家庭内のケア労働(家事・育児・介護)をするというジェンダー秩序に基づくものであった。アジア・太平洋戦争中、このジェンダーシステムは最大限に効力を発揮し、男たちは兵隊に根こそぎ動員され、女性たちは国防婦人会、女子勤労挺身隊などに組織され、兵士の見送り、傷痍軍人の世話、留守家庭の支援、軍需産業への勤労に動員されたのであった。だからこそ、憲法第24条は、参政権もなく、家父長的家族制度下で無権利状態におかれてきた戦前の女性を重い軛くびきから解くとともに、個人の尊厳を明確に位置付けたのである。それゆえ、第24条は戦前家族を理想とする保守勢力によって1950年代から改憲のターゲットの1つにされ、「戦後、

個人主義の行き過ぎで、女性が利己的になった」との言説に晒されてきた。

長年、家族と女性の問題に取り組んできた樋口恵子氏は、「支援法案」への危惧を次のように語っている。

「家族を大切に」という主張の背景には、家族に社会保障の肩代わりをさせる意図がある。だが人生100年時代は、ケアをする個人を社会が支えなければ、今ある家族の崩壊を招き、国家社会の衰退につながりかねない。子どもや嫁が仕事を辞めて親を介護するのではなく、仕事を辞めずに介護できるよう、社会の制度を設計する。現代の「家族を大切に」とはそういうことだ(「論点：シリーズ憲法70年 家族と国を考える」『毎日新聞』2017年5月5日)。

3 多様な家族を排除するのは？

また、この「支援法案」は、重大な問題を持っている。それは、子を教育する者を「父母その他の保護者」として、異性愛夫婦と祖父母を想定しており、両親に愛されて育つことの重要性を強調していることだ。それが強調されればされるほど、「標準家庭」から外れた同性パートナーやシングルといった親や子、施設で育つ子を追い詰める危険性がある。

ほかにも、「親学」推進派の国会議員山谷えり子氏は、2007年の教育再生会議の取りまとめに、「母乳で育児をし、子守唄を聞かせる」、「授乳中にはテレビをつけない」(教育再生会議『「親学」に関する緊急提言」2007年4月25日)など、母乳の出ない母親も含めて、多様な個人の生活スタイルにまで関与する姿勢を打ち出している。また、文科省も、家庭教育のための環境として「家族の愛情と信頼に基づく、安らぎのある楽しい家庭をつくること」とし、「家族間のコミュニケーションや家事についての協力・工夫など、家庭生活の営みについての学びの応援も家庭教育の支援の一環」(前掲「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」報告書p.13)などとする。これは一見、あたり前のことのように思えるが、「楽しい家庭」、「コミュニケーションが取れた家族」という「あるべき家庭像」、「あるべき親子像」を国民に押し付けかねないデリケートな問題も持っている。そのような家庭から外れた人々にプレッシャーや自責の念を与え、家族の多様性を排除することにつながらないだろうか。

4 国家による家庭への介入の歴史

国家が「あるべき家庭像」を示して国民に働きかけた歴史をすでにわたしたちは体験済みである。

それは、戦争と密着している。戦争へと傾斜しつつあった1930年12月23日、文部省は「家庭教育振興ニ関スル件」という訓令を出し、国家が求める家庭教育の指針を次のように打ち出した。

「国運ノ隆替」の振否は学校教育と社会教育にあるが、根帯をなすものは家庭教育にありとし、「今日動モスレハ放

縦二流レ詭激二傾くが、「往時我ガ国民ハ概ネ家風ノ顕揚ヲ旨トシテ家訓ヲ敷キ家庭ハ実ニ修養ノ道場」であった。「我が邦固有ノ美風ヲ振起シテ家庭教育ノ本義ヲ発揚」することが、「国運ヲ伸長スルノ要訣」であるとし、「特ニ婦人ノ責任重且大ナル」ので、「婦人団体ノ奮励ヲ促シ」、「一般婦人ノ自覚ヲ喚起スル」と述べている。

この訓令を契機として、文部省開催の「母の講座」、小学校ごとの「母の会」設置などが進む。

日中戦争開始直後の1937年8月、近衛内閣は「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定し、国民へ向けて戦争協力思想化運動を展開した。内務省と文部省が中心となり、国民精神総動員中央連盟が結成され、全国の在郷軍人会や婦人会、青年団などが参加した。抽象的な徳目を列挙して物資や労力を提供させたこの運動は、国民の日常生活に入り込んだ戦争への動員であった。「精動」中央連盟は、1940年10月、首相を会長とする大政翼賛会に吸収される。

アジア・太平洋戦争突入の年、1941年には教育審議会答申「社会教育ニ関スル件」に、「家庭教育ニ関スル要綱」が盛り込まれ、「皇国ノ道ニ則リ我ガ国家族制度ノ美風ヲ振起」、「家ニ対スル我ガ国固有ノ観念ヲ把握セシメ家族制度ノ真精神ニ徹セシムルコト」、「健全ナル家風ノ樹立ニカムルト共ニ家庭生活ノ刷新改善ヲ図ルコト」などの、文言が並べられている。共に、銃後を守るべきとされた女性たち、「家族国家」を維持するため「健全有為ナル子女」がその対象とされた。1942年には文部省から「戦時家庭教育指導要綱」が公表され、社会教育協会がそれを本として出版した。このように、総力戦を支えるための「あるべき家族像」が、家庭教育の名によって国民に押しつけられたのである。

5. おわりに

文科省が家庭教育支援の推進の一環として2006年から行っている「子どもの生活リズム向上プロジェクト」による「早寝早起き朝ごはん国民運動」も、それ自体、生活リズムを体得し健康な身体を創出するのに有効であることに異論はないが、一方で、戦争中厚生省が「人口＝国力」として、国民の体力向上を目指して展開した政策と二重写しにならないだろうか⁷。早寝、早起きができないような勤務形態の親のもとで育つ子どももある。そもそも、現在の子どもをめぐめる問題は、「家庭教育の低下」によるものではなく、1980年代から進められてきた労働の規制緩和による長時間労働や、それが男性労働者のワークライフバランスを阻害していること、若者の非正規化、社会構造の変化によって共働き世帯が増加する中で、子育て支援制度の不備が引き起こす、むしろ制度の側の問題であろう。制度が整わないまま「あるべき家族像」を法で打ち出せば、現在でも全力で頑張っている親、とりわけ母親を追い詰めることになりかねない。また、働く母親やシングルマザーに自責の念を抱かせ、孤独な子育てをしている専業主婦を完璧な母親にならなければならないという精神状態へと追い込む恐れもある。多様

な個の結びつきによる家庭をつくっている人々をも排除し
かねない。

まずは、男女の労働環境の整備や公的育児施設の充実、そこで働く保育士や教員の待遇改善など、制度を整えることが国の役割であろう。それを怠ったまま、子どもをめぐめる問題を、「家庭の責任」に帰し、「親はもっとがんばれ」という道徳的メッセージで乗り越えようとするのは現実的ではない。本当の家庭教育「支援」の道は、多様な人々の結びつきを前提に、個人の尊厳を認める憲法第24条をベースにしたものでなくてはならない。

- 1 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm
- 2 熊本県2012年12月、鹿児島県2013年10月、静岡県2014年10月、岐阜県2014年12月、徳島県2016年3月、宮崎県2016年3月、群馬県2016年3月、茨城県2016年12月/石川県加賀市2015年6月、長野県千曲市2015年12月、和歌山市2016年12月、愛知県豊橋市2017年3月、鹿児島県南九州市2017年4月(2017年8月現在)
- 3 近年の子どもをめぐめる問題の原因を、「家族の絆」の弱体化や親の自覚の無さに求め、「伝統的子育てをとりもどす」と主張する高橋史朗氏(明星大学・教育学)の提唱によって、親学会(2010年NPO法人化)、親学推進協会(2009年一般財団法人化)が設立された。高橋氏の、伝統的な子育てが発達障害を予防できるなどの主張は日本自閉症学会や専門家から厳しい批判が寄せられている。
- 4 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/asagohan/
- 5 『毎日新聞』東京・夕刊2017年3月1日
- 6 「世界の殺人発生率 国別ランキング」(2015年度)によると、日本は201カ国中197位、発生率(人口10万人当たりの殺人発生件数)0.31と最も殺人発生が少ない国の1つである(<http://www.globalnote.jp/post-1697.html>)。なお、戦後日本の青年による殺人発生率の低下に注目した新聞の特集に、「日本の若者は殺さない(上下)」(『朝日新聞』2003年4月4、5日)がある。同特集では、殺人発生率低下の背景として、「暴力合法化モデル＝戦争」とし、戦後60年間戦争をして来なかった日本の平和主義が「兵隊さんモデル」から遠い若者をつくり出し、これは「戦後日本の成功」の一つだと示唆に富む分析がされている。
- 7 例えば、「人的資源」という位置づけで1940年に「国民体力法」が成立し、体力検査を実施し、その結果が「国民手帳」に記録された。

参考文献

- ・奥村典子『動員される母親たち—戦時下における家庭教育振興政策』六花社、2014年
- ・木村涼子『家庭教育は誰のもの？—家庭教育支援法はなぜ問題か』(岩波ブックレットNo.965)岩波書店、2017年
- ・服藤早苗監修『歴史のなかの家族と結婚』森話社、2011年
- ・広田照幸『日本人のしつけは衰退したか—「教育する家族」のゆくえ』講談社、1999年
- ・牟田和恵『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性』新曜社、1996年

社会形成体験型授業の実践 ～「公共」導入を見据えて～

広島女学院中学高等学校教諭 安宅 弘展

1. はじめに

本稿の目的は、新設される公民科目「公共」を見据えながら、スーパーグローバルハイスクール(以下SGH)指定以降本校で実践している授業実践を紹介することである。

中教審によると¹、「公共」では「国家・社会の形成者として必要な選択・判断の基準を形成し、それを使って主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくために必要な力」を育成することが目的とされている。そのために、社会形成・社会参加と自身の生き方を結び付けて考えられるような、課題解決型の学習活動の必要性が指摘されている。その例としては、「討論、ディベート、模擬投票」などが挙げられ、連携すべき専門家・機関として「弁護士、NPO」などが挙げられている。これは、「公共」では知識の習得はもちろん、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の手法を積極的に活用し、地域社会や公共機関、大学などとともに学ぶことを強調するものであろう。つまり、「教室で社会を学ぶ」ことを基盤としつつ、「教室を社会にして学ぶ」ことが求められていると言えよう²。このような学びの意義づけ・学びのかたちは、SGH指定校として本校が構築したカリキュラムと、非常に親和性が高い。

2014年に本校はSGHに指定され、これまでの特色教育を再構築して平和構築(核軍縮)を中核とした課題研究授業が実施されるようになった。2015年からは、意識が高まった生徒を選抜した高1～高3対象の選択科目「Global Issues(以下GI。単位認定としては公民)」を新設した。ここでは、「公共」のヒントとなる授業が実践されている。

以下、本校が育成したい人物像とその資質・能力、そのような人物を育むSGH課題研究カリキュラムを説明する。各学年で実施している課題研究と、生徒を選抜して実施している選択科目GIにおける授業実践を紹介し、これからの「公共」にどのようにつながるか検討したい。

2. 広島女学院中高のSGHカリキュラム

1 グローバルリーダーとは

グローバルリーダーという概念自体は非常に多様である。その中で本校が定義とするグローバルリーダーとは、「平和構築(核軍縮)に貢献する人物」である。その背景には、被爆し多くの犠牲者を出したという本校の歴史がある。平和構築(核軍縮)には、価値観の鋭い対立が存在し、合意形成は容易ではない。グローバルリーダーには、対立構造を

論理的に理解し、コミュニケーションを通じて考え方の違いを乗り越え、問題解決のために協働する資質・能力が求められる。その資質・能力として、平和観、対話力、リーダーシップを同定した。以下、その定義を説明する。

平和観とは、どうすれば平和を構築できるかという視点から論理的に個々の事象を関連付け、課題の全体像を理解する視点である。ローカルなものも、グローバルなものも、社会課題は単独で生じているのではなく、一つひとつが関係しあっている。これらを個別に理解するだけでなく、個々の課題が関係しあっているものとしてとらえようというホリスティックな視点をもつことで、国内外の複雑な社会課題を正確に理解し、適切な解決策を導くことができる。

対話力とは、価値観の違う他者と、コミュニケーションを通じて合意形成しようとする態度である。国内外の社会課題を考察するとき、どのようにして解決にアプローチするのか、そもそも何を課題として認識するのか、価値観は極めて多様である。そこで自らの主張を絶対視して討議で勝利しようとするだけでは、社会に分断を生じさせてしまう。グローバルリーダーに求められるのは、勝敗をつけるのではなく、他者尊重を基盤とし、公正な対話を通じて最善解を創り、合意形成を行うことである。

リーダーシップとは、バックキャスト志向、すなわち何が理想なのかをまず明確にし、それに向かって現実を変えようとする行動することである。現実を先に見てできそうなことをするのではなく、どうすれば理想が実現できるかから行動を逆算し、チームで協働しながらムーブメントを起こすことが、グローバルリーダーに求められる。

この3つの資質・能力は、平和構築(核軍縮)という課題に限らず、グローバル社会を生き抜くために不可欠のものであり、先述した「公共」のめざすところと共通点が多い。

次に、このような資質・能力をもった生徒を育成するため、本校で中1～高3まで総合的な学習の時間(1単位)において展開している課題研究“Peace Studies”(以下PS)を簡潔に説明する。p.7 図1は、6年間のPSで取り扱うテーマや授業形式、研修内容を図にしたものである。

2 6年間の課題研究

このカリキュラムにおいて各学年に共通しているのは、「価値観の異なる他者と出会う」「コンフリクトを疑似体験する」「対話を通じて最善解を創出する」ということである。生徒たちは、足元の広島で何が起こったのかを継承することから学びを始める。それだけに留まらず、広島をめぐる多様な視点があり、決して広島の実験を伝える＝平和

本校の目指すグローバルリーダー像は「核の惨禍のない世界をめざす、しなやかな女性」。ヒロシマを発信・継承し世界の平和構築に貢献するリーダーを育てます。このようなリーダーに必要な3つの力、「平和観」、「対話力」、「リーダーシップ」を養う課題研究“Peace Studies”を全ての生徒に実施しています。生徒の主体的な学びを促す“アクティブラーニング(AL)”を積極的に取り入れるとともに、国内外の広い世界や人と出会う機会を数多く設けています。

平和観
平和構築という視点で個々の事象を関連付け、全体をとらえる

対話力
合意形成のためのコミュニケーション
他者尊重に基づいた自己主張を行い、対話を通じて最善解を共創する

リーダーシップ
バックキャスト志向
理想とは何かをまず考え、それに向けて行動する

ホリスティックな視点
平和構築という視点で個々の事象を関連付け、全体をとらえる

合意形成のためのコミュニケーション
他者尊重に基づいた自己主張を行い、対話を通じて最善解を共創する

バックキャスト志向
理想とは何かをまず考え、それに向けて行動する

連携先

- 広島市立大学、モントレー国際大学院(米)
- ブナホウ高校(米・ハワイ)
- 沖縄尚学高校
- 建国大学附属中高(韓国)
- 首都大学東京



広島女学院中高的めざすグローバルリーダー像
核の惨禍のない世界を創り出すしなやかな女性



▲図1 課題研究“Peace Studies” 6か年の構造

=正解というわけにはいかないことも学ぶ。その上で、自分なりの解を出していくというのが中学の流れである。高校では、中学の学びを基盤に、広島以外の国内外のコンフリクトを学ぶ。テーマは、カンボジア、沖縄などである。ここでも、当事者の痛みに共感しつつ、課題解決をめぐる様々な論点を俯瞰的にとらえ、対話を通して最善解を創出していくという構造をとっている。そして、核軍縮を最終テーマとして再度とらえなおしてP Sを完成する。

これらのP Sの授業は基本的にアクティブ・ラーニングのかたちをとっている。教師が解説を入れることもあるが、知識のインプット・アウトプットとも生徒主体の言語活動によって展開していく。教師が過度に介入し、「正解」を教授するかたちにしないよう注意している。

各学年のP Sでテーマとなっているフィールドに、実際に足を運ぶ国内外の研修も組み込まれている。例えば、アメリカ・アジアの視点から原爆をとらえる中2では韓国研修があり、韓国の高校・大学生と平和について討論する。高1でも、カンボジアを訪れ大学や中高で過去の経験の継承と克服という視点から議論する。

国内外の研修やP Sには、大学などと連携してプログラムを組んでいる部分もある。先述した韓国研修・カンボジア研修では、事前・事後学習において大学を訪問して研究者・学生と研修内容を練り、フィードバックを得ている。P Sにおいても、教材の作成や生徒の論文を審査してもらうかたちで大学と連携している。

2014年度より、伝統的に実施していた「平和教育」をグローバル教育という文脈で再構成し、新たなスタートを切った。その中で非常に意識が高まった生徒が育ってきたことを受けて、2015年度より選抜授業“Global Issues”(G I)を開講した。

このG IやP Sは「公共」と重なる理念をもっており、「公共」の授業にも応用可能な実践が行われている。次の章では、2つの授業実践を紹介する。G Iで実践した国内の社会課題を理解するための「国家予算編成アクティビティ」と、高3 P Sで実践した国際政治を核軍縮という視点から理解する「核軍縮交渉ゲーム」である。

3. G Iの実践

1 G Iの概要

G Iは、中3の終わりに希望者を選抜して開講している選択授業である。本校では、高1で「現代社会」2単位を必修授業として開講している。G Iに選抜された高1生徒は、「現代社会」と同時開講しているG Iの授業に出席し、別のカリキュラムで授業に臨む(単位認定としてはG Iも「現代社会」)。G Iの授業は二つの要素から成り立っている。1単位分は、広島市立大学・広島平和研究所よりロバート＝ジェイコブズ教授をお招きし、国際政治・核軍縮分野を英語で講義してもらう。もう1単位分は本校教員が担当し、政治・経済分野などをアクティブ・ラーニングのかたちで

学びを深める内容となっている。高2・高3でも選択授業としてG I 1単位を開講しており、国内外の社会課題を探求する学びを実施している。

2 国家予算編成アクティビティ

授業実践例①

●対象：高3 17名

●授業目標：

- ①財政という視点から、「日本の今」を知る
- ②プレゼン力・交渉力・コミュニケーション力を高める
- ③「正解」のない問いに対し、他者とビジョンを共有し「合意」を形成する力を高める

●授業の展開：

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1～4時間目 | 国家予算編成 |
| 5～6時間目 | 自由に予算を編成 |
| 7時間目 | 財務省中国財務局広報担当によるレビュー、プレゼン |
| 8時間目 | 各政党政策比較 |
| 9時間目 | レポート作成 |

■アクティビティの概要■

生徒には、以下のようにルールと場の設定を説明した。「ここは架空の国、「G I国」の政府会議室。みなさんは、内閣を構成する各大臣です。いよいよ、次年度予算案の編成会議が始まりました。各大臣の手元には、官僚が作成した予算の概算要求書・資料が届いています。限られた条件の中で、より善いG I国を建設するために、最適な予算案を編成してください。

みなさんの目標は、自らの管轄する省庁により有利になるよう、予算を勝ち取ることです。一方で、独善に陥らず、国家予算全体のバランスにも配慮する必要があります。会議は原則として全会一致で議決されます。しかし、各大臣の意見が対立した場合、最終的に政府予算案を決定する権限は内閣総理大臣に与えられています。

各大臣には、条件によって「得られる／失われる」V P (Victory Points)がいくつか設定されています。最終的に、もっとも多くのV Pを獲得した大臣が、ゲームの勝者です。」

■1時間目■

人数の都合上、生徒を2つのグループ(内閣)に分け、総理、財務、外務、文科、国交、厚労、経産、農水、防衛、の9人の大臣を任命し、資料を配布した(p.9 図2参照)。人数の関係上一部の省庁は割愛し、あらかじめ教員が予算を設定した。

この時間、生徒はアクティビティのルールと目標を理解し、資料を読み込みこんだ。時間の最後に、大臣として担当部署の概算要求額とその根拠を2分でスピーチし終了した。



Hey!Say!28年度 概算要求・予算編成の方針

大臣、わが国は現在未曾有の危機に直面しています。少子高齢化、厳しい安全保障状況、累積する多額の債務、莫大な社会保障費、賛否の分かれるTPP、増加傾向にある貧困層。これらを全て一度に解決することはできませんが、われわれには国民が希望をもって生活できるわがG1国を建設する使命があります。

特に、我が国の累積債務残高は先進国最悪の水準です。このままでは、我が国の財政は破綻してしまいます。極力予算総額を抑え、新規国債発行額を抑制し、かつ大胆な増税を断行し、財政を再建することが大臣の使命です。そのために、各省庁が要求する政策費用を厳しく批判・監視し、不必要な予算は断固削減してください。

この会議には、我が国の命運がかかっています。大臣、ご決断を！

I Hey!Say!28年度 概算要求総額

28兆3000億円 (27年度 25兆6500億円)

II 概算要求の内訳 VPの獲得/喪失条件

①今年度の国債返還

VP20: 26兆円以上
VP-10: 26兆円を下回る

・政策の目的、内容

これまでに発行した国債の返済です。我が国は、毎年30兆円以上の国債を発行し、必要な財源をまかなっているのが現状です。国債の返還が滞れば、新規国債の買い手がつかなくなったり、国債のランクが下がったりする恐れもあります。

②国家予算の総額

VP20: 昨年度を下回る
VP-10: 昨年度を5000億円以上上回る
VP-20: 昨年度を1兆円以上上回る

・政策の目的、内容

①に関連し、国債(借金)に依存しないためには、徐々に毎年の国家予算を削減していく必要があります。G政府・財務省では、2020年までのプライマリーバランス黒字化(税収≧必要な経費)となることをめざしていますが、達成は困難な状況です。次年度の予算を抑制

し、目標を達成する必要があります。

③国債発行額

VP20: 昨年度を下回る
VP-10: 昨年度1兆円以上上回る
VP-20: 昨年度を2兆円以上上回る

・政策の目的、内容

①②に関連し、税収以上に予算を組めば組むほど、国債を新たに発行することになります。すでに、我が国の累積債務は1000兆円以上と、世界最悪の水準です。これは、将来世代に重い負担としてのしかかってきます。なんとしても予算を抑え、新規国債発行を縮減してください。

④予備費、及び震災復興など優先すべき課題

VP10: 2兆3000億円以上
VP5: 2兆~2兆3000億円
VP-10: 2兆円を下回る

・政策の目的、内容

被災地の復興や福島の再生を加速するための費用です。被災地への低利子融資に使用します。また、予想しがたい事態のために、自由に使途を決められる予備費も重要です。

III 予算以外のVP獲得/喪失条件

⑤消費税率

1%税率を上げると、VP20
1%税率を下げることに、VP-20

・政策の目的、内容

消費税を1%上げると、2兆円の税収増を見込めます。財政再建のためには、歳入の抑制だけでなく、税収増が欠かせません。国民には負担となりますが、財政再建なくして、国民生活の向上もあり得ないです。このような中で、減税などという政策には、断固反対しなければなりません。

▲図2 各大臣への指示 例：財務大臣



▲図3 予算編成会議の様子 各大臣の主張がぶつかり合う。

■ 2時間目 ■

前回のスピーチを受け、各内閣でオープンディスカッションを行った。概算要求額を合計すると120兆円あまりの予算額になった。しかし、各大臣の主張は平行線で、どの分野でも妥協は進まなかった。時間の最後に、両内閣の総理に一時間の議論の内容を全体に報告してもらった。

■ 3時間目 ■

内閣でのディスカッションが行き詰まってきた頃、以下のように助言した。「すべての政策には理由があり、不必要と言えるものは少ない。しかし、すべてを実現することはできない。そこで、何を優先して実現すべきなのか、プライオリティを考えよう。まず、優先すべき政策を決めて

みてください。」二つの内閣は、政策の優先順位を議論していった。

【二つの内閣の優先順位】

- ・内閣A：震災復興，少子化対策，安全保障
- ・内閣B：少子化対策(女性支援)，経済対策，教育

■ 4時間目 ■

冒頭、両内閣の総理にそれぞれの国の優先順位ベスト3を発表してもらった。その後、各大臣が交渉の中で妥協し合い、予算の合意形成にこぎつけた。

部署	内閣A	内閣B
内閣府	2兆6000億円	2兆7800億円
外務省	6800億円	7800億円
財務省	27兆6000億円	28兆3000億円
文部科学省	5兆2500億円	5兆3000億円
厚生労働省	30兆7300億円	30兆7300億円
農林水産省	2兆1500億円	2兆5000億円
経済産業省	9200億円	1兆2000億円
国土交通省	6兆1800億円	6兆8000億円
防衛省	5兆円	5兆1000億円
その他省庁	17兆8900億円	17兆8900億円
歳出合計	99兆円	101兆3800億円
税収	62兆3000億円	64兆3000億円
国債発行額	36.7兆円	37兆800億円
消費税率	8%	9%

※ここでは、消費税率は1%引き上げると税収が2兆円増えるものとして考えてよいと設定した。実際には所得税、法人税、社会保険料の負担率など多様なオプションが

あることを、財務省中国財務局の方に解説していただいた。

■ 5 時間目 ■

両内閣が完成したそれぞれの予算とその意図を説明するとともに、各大臣がそれぞれの資料を公開し、VPを計算し表彰した。国家予算編成アクティビティに区切りがついたところで、ここからは大臣の責任から離れて自由に議論し、自分たちなりの予算作成に移行した。その際、やはり政策の優先順位を決めるために、国家としてどのようなビジョンを持つか、どんな国を理想として考えるのが重要であると指摘した。議論のきっかけとして、生徒に「2050年の日本」がどうなっているか、「理想のシナリオ」と「最悪のシナリオ」を考えてもらった。

◆理想のシナリオ

- ・少子化に歯止めがかかり、充実した社会保障
- ・周辺諸国との平和な関係、核廃絶の達成
- ・新しいイノベーションが起こり、経済成長

◆最悪のシナリオ

- ・少子高齢化がさらに進み、社会保障が崩壊
- ・周辺諸国と戦争になる
- ・格差がさらに広がる

二つの内閣が「理想」「最悪」をそれぞれ発表した。ここから、「最悪」を回避し「理想」を実現するには、どの分野の政策を優先すべきなのかを検討し、国家予算を作成するよう指示し議論していった。

■ 6 時間目 ■

グループで自由に予算を作成しそれを共有した後、個人でも予算作成した。できあがった予算は、財務省中国財務局の広報担当の方に送り、専門的な見地からのレビューと日本政府の姿勢について模擬授業を依頼した。

■ 7 時間目 ■

財務省中国財務局では、無料で財務・予算編成について講師派遣・模擬授業を行っている。広報担当の方に本校までお越しいただき、専門的な視点からレビューをいただいた。レビューでは、生徒個人々の予算案のうち、教育・社会保障を増額、安全保障・インフラ整備などを現状維持、増額分を増税で賄ったものが6割、大半の予算を現状維持し増税分を国債償還に充てるものが2割、増税せず予算全体を削減し国債償還に充てるものが2割という分析がなされた。これに対し、財務局の方は海外の事例を紹介された。ドイツでは憲法にあたる法律で財政均衡を義務付けていること、イギリスでは大胆に公共サービスを削減した緊縮財政をとったことなどである。財政の健全化と公共サービスの質とのバランスをどうするか、若い世代として考えてほしいという宿題をいただいた。生徒からは、以下のような感想が寄せられた。

- ・国民一人一人の生活を考えると、何の分野の予算を減らしていいかわからなくなるのは当然だと思った。私たち一人一人が日本の危機を感じ取り、関心を持ち、選挙へちゃんと行くことが日本の財政を建て直すには

不可欠であると思いました。

- ・自分が理想とする国を作りたいと思ったら選挙に行くべきだというよく言われる言葉の意味が今回の講演を通してよくわかりました。
- ・今まで選挙とかがって、考えることがたくさんあってよく分からないと思っていただけ、実際に有権者として、投票するのが楽しみになりました。

■ 8 時間目 ■

これまでの学びと現実の政治をつなぐ活動として、各政党のパンフレットの比較・採点を行った。自民、民進、公明、維新、自由(パンフレットは生活時代のもの)、社民、共産の各政党の県支部にご協力をいただいて生徒の人数分の政策集を用意した。生徒には、国家予算編成アクティビティの際に担当した分野を横断的に分析し、持ち点10点を配分するよう指示した。例えば、厚生労働大臣だった生徒は、各パンフレットの社会保障政策の部分だけを読んで比較する。そして、自民4点、民進2点、公明0点、維新2点、生活0点、社民0点、共産2点などと持ち点を自由に振り分ける。採点の基準は、これまでの議論を通じて形成してきた生徒たちの国家ビジョンとその実現のための政策である。自分たちのめざす国家観にかなっているか、道筋は具体的で実現可能性は高いかなどを審査していった。

各大臣が点数を割り振った理由を説明した後、各政党が獲得した点数の合計と実際の議席数を比較、もし次の選挙で投票するとしたらどうするか話し合った。

■ 9 時間目 ■

これまで学習した内容を踏まえ、レポートを作成した。題は「日本の財政が抱える構造的な問題を論じよ。その際、政府が担うべき公共サービスのあるべき姿はどのようなものかという視点を盛り込め。」

ある生徒のレポートを一部紹介する。

- ・日本には大きく分けて二つの構造的な問題があると考えられる。一つ目は、少子高齢化社会に対応できる制度が成り立っていないことである。年々高齢者の数が増え、その人数を支える労働者の負担が増えている。この連鎖は続いていき、負担割合も増えていくと考えられる。二つ目は、日本が抱える債務の問題だ。現在の日本の債務残高はGDPの2倍を超えており、主要先進国の中で最悪のレベルにある。他の先進国を見てみると、債務問題が存在することには変わらないが、政策には違いがあることがわかった。それは、強制力のある制度や法の有無だ。例えば、ドイツは日本と同じように高齢化が進む中でも社会保障支出の伸びを抑制できている。世界的に見て、日本の政府が担う公共サービスはヨーロッパの国々に比べて少ない。税率を上げてでも、社会福祉にあてる予算を少しでも増やす必要があると思う。
- ・日本の国家予算編成においては、各省が担当するカテ



ゴリーの予算を集めて最終案を決定する。このシステムは一見合理的に見えるが、日本が抱える問題全体に目が向けられているのかは不明瞭である。つまり、日本の財政において、共通認識がきちんと埋め込まれていないがゆえに引き起こされる“国作りのコンセプトのあいまいさ”が問題なのである。

3 核軍縮交渉ゲーム

授業実践例②

●対象：高3全体 223名

●授業目標：

- ①交渉体験を通じて、グローバル化の進む世界で必要なコミュニケーション能力、思考力を身につける
- ②交渉と資料を通じて、核軍縮の基本的な知識と考え方を身につける。
- ③自国(自分)の利益や他国(他者)の思惑を調和させ、真偽のはっきりしない情報を取捨選択する中で、「目標」の達成に向け粘り強く努力する姿勢を養う。

■アクティビティの概要■

高3の生徒をランダムに5つの教室にグループ分けし、40名程度の「国際社会」を形成、1か国3名前後・12か国を設定する。生徒は架空の国の国連大使に任命され、「核実験の禁止」「核不拡散」について合意形成することをめざす。それぞれの主張は大きく異なる。生徒たちは、ディベ

トや交渉を通じて主張・妥協し合い、条約の締結にこぎつけていく。最終的にどのような内容の合意がなされるか、なされないかは生徒たちの判断に委ねられている。本格的な模擬国連とまではいかないが、その要素を取り入れた入門的な活動となっている。

■他教科との連携■

高3が学年全体でこの交渉ゲームを実施するのに前後して、他教科でもこの課題研究と連動する授業を組んでいる。「英語」では、自由英作文の課題として最終的な小論文サマリーを書く。「現代文」では、小論文の基本的な書き方を扱う。「政治・経済」や「日本史」「世界史」では、この時期に国際政治や近代史が学習範囲となる。交渉ゲームを一つの中核として一部の授業が連動することで、生徒が一つの課題を多角的に理解し、知識を統合的に運用する力をつけるねらいがある。

■1時間目■

40名前後の生徒を12か国に分けておき、「政府からの指令書・会議のルール」を配布する(図4参照)。生徒たちはグループで資料を読み込み、アクティビティの目的・設定を理解し、大使としてトップラインとボトムラインを確認する。大使たちは自国の政策を「交渉ペーパー」に書いて黒板に掲示し、他国との自由交渉(模擬国連のunmoderated caucusを模した形式)を行った。

交渉ゲームのルールと注意事項

1. 交渉の最終目標

①核実験禁止条約 ②核兵器拡散防止条約 この2つの条約をなんらかの形で締結(あるいは締結阻止)という結果を残すこと。

例：①核実験禁止条約の締結は阻止しつつも、自国の利益(指令書)に準じて②核兵器拡散防止条約の締結を目指す。

2. 交渉の進め方

(1)各国に配られた指令書は、他国に見せてはならない。

*ただし、交渉の中で必要な情報は提示し、自国の利益に結びつくよう他国との交渉に臨んでよい。

例：(4000億円の予算があることは隠しながら)○○国から2000億円でウランを購入したいと持ちかける。残りの2000億円のうち、500億円で■■■国に経済援助を申し出て、同盟国となって条約締結に必要な国数の増加を目指す。

(2)核兵器を1000発以上保有している国は、「核兵器を保有している」ということを必ず公表すること。(保有数については、具体的に公表しなくてもよい。)

*ただし、秘密裏に核兵器を開発している国や開発を進めている国については、交渉に応じて公表するかしないかを判断すればよい。

(3)指令書にかかれている事実をすべて公表する必要はない。含みを持たせつつ交渉を進めるのも「交渉術」!

3. 交渉における留意事項

今回話し合える条約は、以下の2つとします。会議の円滑な進行のために、これ以外の提案はできません。ただし、条約の内容をアレンジすることは自由です。

①核実験禁止条約

- ・成立条件：核兵器保有国2ヵ国かつ非核兵器保有国6ヵ国の参加
- ・内容：いずれか、もしくはすべての核実験の禁止。核実験には、大気圏内(地上)の核実験、地下核実験、海中核実験、爆発を伴わない核実験がある。どの部分を禁止するかは、交渉の余地がある。

②核兵器拡散防止条約

- ・成立条件：核兵器保有国2ヵ国を含む9ヵ国以上の参加
- ・内容：新たに核兵器を開発すること、核兵器技術を輸出することを禁止。すでに核兵器を持っている国の保有は認められる。核保有国に将来核兵器を削減・もしくは全廃する義務を課すかどうか、また、核開発を疑われる国をどう扱うかは、交渉の余地がある。

秘

ねずみ国特命全権大使殿

核軍縮会議における我が国ねずみ国の方針

○現状報告

我が国は世界最高性能の核兵器を保有している。その数は1万発である。また、地下・大気圏内・海中の核実験を行わなくとも、核爆発を伴わない実験を行い、核兵器を維持・開発することが可能である。

現在、我が国独自の情報網によると、新たに核兵器を開発している国があるようである。特に、同盟国とら国・うさぎ国と敵対する国の核兵器保有は安全保障上脅威である。核兵器保有国が増えないようにしたい。近年の我が国の財政難は深刻なものであるから、核兵器予算を減らせる核軍縮は歓迎すべきである。だが、安全保障上、核兵器の全廃には断固反対である。

また、親密なうさぎ国の核開発は暗に支援することを忘れてはならない。核兵器技術そのものを輸出することはできないが、うさぎ国が不利な立場になりそうな場合、援護してほしい。

今回、交渉に用意した資金は3000億円である。何らかの必要があれば使用してよいが、財政状況は厳しいため、極力使用は控えてほしい。

○会議における目標

- ・絶対に成功させること

核兵器拡散防止条約の成立；

新たな核兵器保有国の出現を阻止すべく、積極的にすすめてほしい。特に、敵対するうさぎ国・とり国を核保有国して認めるわけにはいかない。

- ・なるべく成功させること

爆発を伴わない核実験を除く核実験禁止条約の成立；

爆発を伴わない核実験の禁止は、阻止してほしい。我が国の核戦力が維持できなくなる恐れがある。ただし、それ以外の核実験禁止には積極的に同意し、核戦力の独占、新たな核保有国の出現阻止を図ってほしい。

今回の会議には、ねずみ国の運命がかかっている。失敗した場合、職を辞する覚悟でいてほしい。貴殿の健闘を祈る!

▲▶図4 交渉ゲームのルール(上)とねずみ国への指示(右)

2 時間目

核保有国、非核保有国、核開発をすすめる国などいくつかのグループが形成されていった。グループで何を話し合っているか共有するために、適宜全体での討論(moderated caucusを模したもの)を行い、情報共有と質疑応答を進めた。

3 時間目

条約を可決するため妥協に向けて交渉し合い、多数派工作が行われていった。あらゆる核実験を禁止したい非核保有国と、核実験の余地を残したい核保有国の溝、さらに核開発を進める国をどう位置づけるかが焦点となっていった。

4 時間目

最終的な交渉の結果、二つの条約案が提出された。核実験については、地上・海中が禁止されたものの、地下核実験が可能であるという提案となった。核不拡散については、世界から孤立し核開発をすすめる国を核保有国として認める代わりに国際社会の監視下に置き、段階的に核軍縮を課すという内容になった。



▲図5 交渉の様子 生徒たちは教室を自由に行き来しながら交渉を展開。

5 時間目

グローバル・クラスルームが作成した資料³などをともに、実際に行われてきた核軍拡・核軍縮の流れを学習し、レポート課題を確認した。広島市立大学・広島平和研究所の水本和実教授より以下の小論文課題を出題していただいた。

2015年にニューヨークの国連本部で開催されたNPT再検討会議では、各国の利害が衝突し、核軍縮に関する合意文書を採択できなかった。このような世界情勢を踏まえると、核保有国や非核保有国は、どのような合意を形成していくべきだと考えるか。あなたの掲げる「理想」と「現実」に触れつつ、自身の考えを800字以内で記せ。

6 時間目

小論文を執筆する時間とした。生徒が書いた小論文は、水本教授に審査していただき、いくつかを表彰した。以下、そのうちの一つを紹介する。

「私が考える『理想』は、無論『核兵器のない世界』だ。しかし、世界の『現実』は、核保有国が核を手離すことを拒み、そうしている間に情勢の不安定な国が秘密裏に新たな核兵器を開発している。

今の『現実』は、私や多くの人が望む『理想』とはかけ離れているようにみえる。この状況下で、核保有国や我々のような非核保有国はどのような合意をすべきだろうか。その答えは、核兵器に視点を置くのではなく、核兵器を開発する必要がある世界の状況に視点を合わせることで得られると考える。

核兵器は何のために作られるのだろうか。無論、戦争のためだ。しかし、実際に戦争のために使用されたのは、二回だけである。アメリカによるヒロシマ・ナガサキへの原爆投下だ。他の理由は、自国と緊張状態にある国への威嚇、自国を守るため、自国を強い国にするため、他国との交渉で優位に立つため、世界の中で自国の存在感を示すためである。これらは、関係悪化を引きずっていたり、自国の貧困や世界的地位の低さによって起因するものだと考えられる。この根本から変えなければ、『理想』はだたの『理想』に終わり、たとえ核兵器を廃絶しても、同じような問題が絶えることなく発生する。きれいごとかもしれないが、交渉によってそれを解決することが一番効果的で現実的だ。

よって、核保有国と非核保有国は、核兵器開発のバックグラウンドにある問題解決を優先して取り組み、『核のない世界』のために『核を必要としない世界』を作らなければならない。遠回りに思えるが、『交渉』による平和的解決が必要不可欠である。これが、『理想』を『現実』にするための第一歩だ。」

4. 「公共」を見据えて

ここまで、本校のSGHカリキュラムとその中で実践している授業例を紹介した。これらの授業に共通しているのは、ロールプレイ型のアクティブ・ラーニングを取り入れていることである。このことが、生徒の社会形成・社会参加への意識を高め、系統的に知識を学習する意欲に火をつけることにつながると思われる。これは、「公共」で求められていることに応用できる点がある。

内閣府の調査では、日本の若者は自分の力で社会を変えられるという意識が比較的低い⁴。その状態で、多くの知識をインプットしようとしても、モチベーションを高めることが難しいと考えられる。では、生徒が「自分の行動次第で社会を変えられるかもしれない」という希望を抱き、「もっと政治や社会のことを知りたい」という意欲が刺激されるようにするにはどうすればよいだろうか。

その実践例として紹介したのが、今回の授業である。これらの授業では、生徒たちが「大臣」や「国連大使」などの役割を果たすことを通じて、社会形成・社会参加を疑似体験する仕様になっている。生徒の振り返りからは、自分たち

が生きる社会に多くの課題や対立構造が存在すること、それが自分自身にも大きな影響を与えるものであることを経験的に理解したことがうかがえた。そして、「国会議員に任せきりではいけない」「私たちのような若い世代が、ちゃんと未来を考えるべきだ」「もっと知識をつける必要がある」というコメントが寄せられた。このように、アクティビティに必要な最低限の知識をインプットし、ロールプレイを通じてまずコンフリクトを経験し、社会形成・社会参加の意欲を高めた上で再びインプットに切り替えることで、知識習得を円滑にすすめることができる。これは、今後「公共」を実施していく際にも有効な方法だと思われる。

先述したように、「公共」新設の背景として、社会参加への消極性、国内外の社会課題に対する理解の不足やそれらと自己とを結びつけて考える力の弱さ、課題解決型授業の少なさが挙げられている。それを乗り越え、他者とともに主体的に社会形成を担おうという意識や力をつけようというのが「公共」新設の目的である。それはその通りであろうが、実際に日々の授業をつくっていくにあたり、生徒参加型の課題解決授業をすべて担当教師が自作するには多くの労力が必要である。今後、「公共」を見据えた授業実践をこのような場に持ち寄り、学校や地域を超えて共有することで、負担の軽減や質の向上をはかっていく必要がある。本稿が少しでもそれに資することができれば幸いである。

-
- 1 第100回中央教育審議会 配布資料5-4 (2015年8月)「高等学校等における教科・科目の現状・課題と今後の在り方について(検討素案)」より(文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>)
 - 2 2017年度広島ESDコンソーシアム研修会分科会における、日本体育大学 池野範男教授の講演(2017年7月31日)
 - 3 第6回全日本高校模擬国連大会 議題解説書(グローバル・クラスルーム日本委員会ホームページ <http://jcgcc.accu.or.jp/>)
 - 4 「特集 今を生きる若者の意識～国際比較からみえてくるもの」(内閣府『子ども・若者白書 平成26年版』, <http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26gaiyou/tokushu.html>)

広島大学附属福山中・高等学校教諭 下前 弘司

1. はじめに

現在、「21世紀型学力」をふまえた取り組みが広がっている。これは、国立教育政策研究所平成24年度プロジェクト研究調査研究報告書「社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則」に示された。

21世紀型学力は基礎力・思考力・実践力の3つに大別され、今回紹介する2つの授業は、このうち実践力に着目してつくられたものである。

この報告書では、日常生活や社会、環境の中に問題を見つけ出し、自分の知識を総動員して、自分やコミュニティ、社会にとって価値のある解を導くことができる力、さらに解を社会に発信し協調的に吟味することを通して他者や社会の重要性を感得できる力を実践力と考えている。さらに、このような力を身につけるに当たっては、主に道徳的・倫理的次元に力点を置きつつ、身につけた基礎力や思考力を現実の環境で適用することが重視されている。

さらに、実践力育成のポイントとして、以下のようにまとめられている。

- ① 現実のリアルな課題をもとに問題解決プロジェクトを設定すること。
- ② 学習者の生活意欲、学習意欲、知的好奇心を引き出す新形態の学習をデザインすること。
例) 具体的な経験や体験を通じた課題探求型の学習
- ③ 実生活や社会で直面するような、リアルで正答がない、あるいは答えが1つではないような問題を扱う。
- ④ 多様な選択肢や可能性を意見や立場の異なる様々な他者とともに検討しながら、よりよい選択肢や納得解を探求していく学習活動を行うこと。

まず注目すべきは、道徳的・倫理的次元にまで踏み込んで課題解決を行うよう求められている点である。こう言われているのだから、高等学校倫理が関わらないわけにはいかない。無論、先哲の思想を正確に深く理解し、自分のそして世界の今後を考える糧を得ることは必要不可欠である。しかし、高等学校倫理としては、現実のリアルな課題を扱い、だからこそ正答がない、あるいは答えが1つではないような問題を扱い、議論と対話を紡いでいく学習活動をこれまで以上に取り入れていく必要がある。

以上のようなポイントをふまえて、そこでこれまでいくつかの授業を考案してきたが、本稿では2つの授業を紹介する。

2. 自由の定義を考え、ダイヤモンドランキングを通じて互いの価値観をぶつけ合う対話型授業 授業実践例①

この授業は、「権利の熱気球」という人権教育・道徳教育の現場で用いられる授業プランに似ている。これもダイヤモンドランキングを用いて対話を行う型の授業であるが、対話をより効果的に、そして倫理の授業らしさを強調するために、「権利」という言葉をあえて用いないプランを考えた。そうした理由は他にもある。まず、「熱気球を飛ばし続けるために権利を捨てていく」という発想に疑問を感じている。リアルな場面で権利が捨てられることはなく、行使するか否かの問題になるだろうからである。また現実には、ここでの権利すなわち基本的人権を「〇〇できる権利」ととらえる立場と、「〇〇することを権力によって妨げられない権利」ととらえる立場があり、リアルに考えるほど、こうした問題を避けて通れなくなるからである。

そこで、似たような内容でも「自由」をテーマにすることによって、具体的な場面を想定しつつ自由そのものを自ら定義し、その定義を根拠として議論を進めやすくなるのではないかと考えた。

本授業で取り上げた自由は、以下の9つである。

- ① 職業選択の自由
- ② 自分の意見を持ち、それを表現する自由
- ③ 知りたい情報を知ることができる自由
- ④ 趣味を持って活動する自由
- ⑤ 手に入れたお金を思うように使える自由
- ⑥ 居住地や活動拠点を選択し移動できる自由
- ⑦ したくないことを拒否できる自由
- ⑧ 自分や家族のために仕事を休む自由
- ⑨ 人を愛することができる自由

様々な場面を想定して具体的に議論を進めやすくなるのであれば、他の項目を設定してもいいだろう。こういった内容が優れているかは今後の研究課題である。

① 授業の主な目的

- 自分と周囲の人との考え方の違いや多様性を認識し、様々な考え方に対して受容ができるようになる。
- 自分が想定する自由の定義など、根拠を持って自分の考えを主張できるようになる。
- 具体的な場面を想定しつつ、自分の人生を想定しながら議論を進められるようになる。
- 答えが1つに決まらないからこそ議論が重要なのだとい

うことに気づかせる。

○様々な「自由」があり、その中には一方の「自由」を強く主張し過ぎることで、別の「自由」を侵害することがあるという点をふまえ、何を優先すべきかを議論させる。

2 授業の展開

- I. 資料配付、本時のテーマ(問い)説明…5分
- II. 個人の「ダイヤモンドランキング」を作成理由を考えて記述させる…10分
- III. 5人のグループをつくり、5人の中で相談して、グループでのダイヤモンドランキングを作成理由を考えて記述させる…25分
- IV. グループごとに発表させる…10分

I. 資料配付、本時のテーマ(問い)説明

右に示したプリントを配付し、ルール説明を行う。一般論やどんな人にも当てはまる結論を求めるのではなく、あくまでも自分だったらどう考えるかを徹底させるように指示する。

II. 個人の「ダイヤモンドランキング」を作成し、理由を考えて記述させる

①～⑨の項目を、右の図のように重要だと思う順に上から並べていく。最も重要と思うものを1番上の位置に、次に重要と思うもの2個を二段目に、その次に重要な3個を三段目に…というように配置する。

正しいランキングを作成するのが目的ではなく、この配置を考えていく過程で、自由の概念と現実とを結びつけながら自由を考え自ら定義していくことが目的である。よって、ダイヤモンドランキングを完成させることが重要なのではなく、思考するプロセスが大切であることを理解させ、作業をさせる。

III. グループでのダイヤモンドランキングを作成し、理由を考えて記述させる

ランキングを完成させるよう議論を進めるが、完成自体が目的ではないので、グループでの議論が多数決などにならないように適宜アドバイスをする。また、議論が進むよう必要に応じて問いかけなどをする必要はあるが、ランキングや定義に正解があるわけではないので、ランキングや定義に関する感想は控えるように注意する。

考え方の多様性に気づき、共感や受容、調整や合意形成が必要となることに気づかせ実際に体験させることがねらいである。

あらかじめグループごとに議論の調整役(ファシリテーター)を設定しておくといよい。

IV. グループごとに発表させる

ここでは、ただどのようなランキングになったかを説明するのではなく、議論の過程でどのような点が問題となったか、どこが最も調整が難しかったかといった点を中心に発表をさせる。

6年倫理 対話型授業プリント①

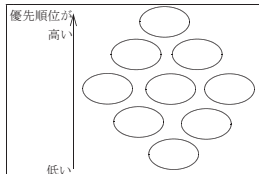
どの自由が最も大切？ 自由をどう定義する？

次に挙げる9つの「自由」を考えます。

- ①職業選択の自由
- ②自分の意見を持ちそれを表現する自由
- ③知りたい情報を知ることができる自由
- ④趣味を持って活動する自由
- ⑤手に入れたお金を思うように使える自由
- ⑥居住地や活動拠点を選択し移動できる自由
- ⑦したくないことを拒否できる自由
- ⑧自分や家族のために仕事を休む自由
- ⑨人を愛することができる自由

Mission 1

右図のように、重要だと思う順に並べなさい。最も重要だと思うものを1番上の位置に、次に重要だと思うもの2個を二段目に、その次に重要な3個を三段目に、・・・と配置します。
※このように配置して順序づけすることをダイヤモンドランキングといいます。



Mission 2

なぜそのような順になるのか、理由を考えてまとめなさい。

Mission 3

5人グループをつくり、ワークシートを互いに交換してグループメンバーと意見交換をしない。他者の意見で気になったものを書き留めておきなさい。

Mission 4

グループで議論し、グループのダイヤモンドランキングを作成しなさい。

Mission 5

なぜそのようなランキングになるのか説明しなさい。議論の過程でポイントとなったことは何かを記録しなさい。自由をどうとらえるか、議論が一致したところ、分かれたところを整理しなさい。

◀▼授業用プリント

3 実践結果から見えてくるもの

まずは生徒から受け取った感想をいくつか紹介しよう。

- ・どの自由を優先すべきかを考えることは、自分らしさを考えることと同じなのではないかと思った。もしそうなら、他者の自由を奪うことは他者の他者らしさを奪うことになるのではないかと考えるようになった。
- ・手に入れたお金を自由に使うといっても、税金があるように完全に自由というわけにはいかないだろう。一方で人を愛する自由は制限されるものではない。このように、〇〇の自由といっても**様々な自由のレベルがある気がした**。
- ・趣味を持って活動する自由を自分は大切に思わなかったけれど、趣味は自己実現そのものだという意見に触れて、確かにそうかもしれないと思うようになった。自由だけではなく、何を大切にするかという**価値観そのものをぶつけ合う取り組み**で今までにない体験ができてよかった。
- ・愛がないと人生は空虚だと思っていたが、お金を思うように使えないと愛はしぼんでいくと譲らない人がいて話がまとまらなかった。社会人になっても意見の食い違いなどもめ事が起きるのは、こういうことなのかなと思った。意見は食い違ったけれど、**いろんな場面を想定して自分の意見を一生懸命主張し合えたのが楽しかった**。
- ・人を愛する自由があっても家族のために仕事を休める自由がなかったら、愛を具体的に示すことが難しくなるのではないかとか、自己実現のためには表現の自由が欠かせないけれど、趣味を持って活動できないと表現の中身がなくなってしまうとか、お金を自由に使えたとしても情報が手に入らなかったらそれは空疎なものになるとか、**様々な自由のつながりを意識することができたのでおもしろかった**。

今回は青年期の授業を一通り終えたあたりで投げ込み授業として実施したが、こちらが想定していた以上に議論が深まり、実に興味深い意見を生徒は出してくれた。

先哲の思想を扱う導入学習としての意味を持たせることができたのではないかと考えている。自由に関連する先哲の思想を学習した上でこの授業を実施するとどうなるか、先哲の思想を紹介しつつダイヤモンドランキングを実施するとどうなるか、など様々な可能性を持っている取り組みになったのではないかと考えている。

また、2時間の授業時間を確保して、ジグソー法を取り入れてグループを再編成し議論を深めさせることも有効だろう。

いずれにせよ大切にしたいのは、「根拠を持って自分の意見を述べるのが楽しい」という生徒の意見である。身につけた知識を用いて説明できる楽しさだけではなく、議論に参加し主張できる楽しさ、相手と意見を交わし合う楽

しさというものが学習に向かうモチベーションづくりに大きく寄与するだろう。

3. 倫理と政治・経済とのコラボレーション

～薬事法訴訟で考える～ 授業実践例②

この授業は、事項の暗記に陥りがちな憲法及び判例学習を、どのようにしたら対話的な学習にできるかを考案しているときに思いついたものである。

薬事法距離制限規定違憲判決を題材に、事件のあらましを読ませ、裁判官の立場でどのような判決を下すべきか議論させる授業を、当初は考えていた。事件の内容と判決を理解するためだけの学習では、定説や法律が絶対的なものではなく今後変化し続けていくものだとすることを体感できないと考えたからである。

実践してみたところ、生徒の議論を通じて明確になったことは、結局は「政府による規制はどこまで許されるのか」、言い換えれば「自由の制限はどこまで許されるのか」という問題にたどり着かざるを得ないということだった。これはつまるところ、自由とは何か、そしてその自由をどのように守っていかなければならないかを考えることになり、倫理の対話型授業になるのではないかという結論に至った。そして、政府による規制が認められる条件を導き出す授業に到達した。

「よりよい社会を考える」という場合、「社会は〇〇であるべきである」という表現が用いられることになる。ここには現状分析と望ましい社会像という2つの要素がある。公民科で言えば、現状分析については政治・経済が大きく関わり、望ましい社会像については倫理が大きく関わることになる。そこで、望ましい社会像を考えるということはどういうことかという視点で、倫理の授業のあり方を考える必要があるだろう。

この授業は以上のような考え方に基づいて作成した。

1 授業の主な目的

- 薬事法訴訟距離制限規定違憲判決の根拠を理解する。
- 政府による規制はどこまで許されるのかについて、具体的な場面を想定しつつ、根拠を持って論理的に考えられるようになる。
- 倫理の既習事項を用いて現実を考えられるようになる。
- グループで議論し、政府による規制が認められる条件を導き出し、様々な政策についてクリティカルに思考できるようになる。

2 授業の展開

- I. 資料配付、本時のテーマ(問い)説明…3分
- II. グループで協力し、問1・2に答える…7分
- III. 問1・2の解説を通して薬事法訴訟距離制限規定違憲判決の内容を説明する…10分

- IV. グループで協力し，政府による規制が認められる条件とは何かを考えさせる…20分
- V. グループごとに発表させ，議論の結果を共有する…10分

1. 資料配付，本時のテーマ(問い)説明

配付する資料の内容は，以下の通りである。

昔の薬は粗悪品が多く，許可なく安価で危険な素材を利用して薬をつくり，安く消費者に提供することがあった。薬局も商売であるから，価格競争に巻き込まれざるを得ない。競争が激しくなればなるほど，安い粗悪品が出回るという事態が発生しがちだった。そこで，薬事法という法律の中に，薬局開設に距離制限を設ける条文を付け加えることになった。近くにライバル薬局がなければ過当競争は発生せず，粗悪品が出回ることを防ぐことができるというわけだ。

高度経済成長を経たころ，福山市や広島市でスーパーマーケットや薬品販売を行っているKという企業が，福山市中心部に薬局を開業しようとし，その許可を広島県福山保健所に申請した。薬局開設が適切かどうかを審査している最中，薬局開設の距離制限が設けられ，これを理由に不許可の判断が下された。

Kという企業はこれを不服とし，裁判所に訴えた。

- 問1 Kはどういった根拠で裁判所に訴えたのか。
- 問2 どのような判決が下されたのか。
- 問3 政府による規制が認められる条件とは何か。

最終的に，政府による規制が認められる条件を考えると，そして，より望ましい社会のあり方とは何か，という答えが定まっていない問いを考えることが目的であることをあらかじめ生徒に意識させておく必要がある。

II. グループで協力し，問1・2に答える

政治・経済や現代社会の資料集を見てしまうと，答えがそのまま掲載されてしまっているのだから，日本国憲法の条文以外は見ないように指示する。

III. 問1・2の解説を通して薬事法訴訟距離制限規定違憲判決の内容を説明する

政府が距離制限せざるを得ないと判断した根拠と，自由の侵害だと訴え出た根拠を，その背景にあるものもあわせて整理し説明する。今後の議論が政府をただ一方的に攻撃するような内容にならないよう，双方の主張とその根拠を明確にする。

IV. グループで協力し，政府による規制が認められる条件とは何かを考えさせる

資料集などを活用し，様々な事例を取り入れて議論させてもよい。2時間配当の授業とし，森林法分割制限規定違憲判決なども取り上げて議論を膨らませてもらう。

意見をまとめたり発言を促したりする議論の調整役

(ファシリテーター)を決めておくとよいだろう。

V. グループごとに発表させ，議論の結果を共有する

結論だけではなく，どのような点が難しかったのか，どこが一番議論になったのかなど，議論のプロセスも説明させるとよい。

3 実践結果から見えてくるもの

まずは，生徒が導き出した「政府による規制が認められる条件」を紹介しよう。

- ・他に方法がなく，規制するしかない場合
- ・自由の制限が最も小さくて済むような規制
- ・何のために，誰のために規制するのが，誰にでもわかるようなもの
- ・自由を制限してでも守らなければならない緊急の事柄であること
- ・一つの権利を守るために，他の権利が大きく侵害されたりしないこと
- ・人々の潜在能力が拡大していくための規制であること(アマルティア・セン)
- ・他者に危害が発生することを防止するために必要であること(ミル)

など

これを見ると，やわらかい表現ではあるものの，立法の正当性に関わる重要なポイントを指摘できている。そして，既習事項であるアマルティア・センとミルの思想を，よりよい社会を考えるための視点として活用することができている。

倫理を教える側には，哲学思想はよりよい社会を考えるための視点だという当然の認識がある。しかし，生徒自身は必ずしもそのようにとらえているとは限らない。だから，このように既習事項を利用させるだけでも，十分に意義があることだと考える。

次に，この授業を実施した後で寄せられた生徒の感想を一部紹介する。

- ・倫理で様々な自由を学んだけれど，センやミル以外にこのような事例を考えるために有効な思想はないか，探してみたい。たとえば，サルトルも自由について語っているが，この事例に当てはめて考えられる内容なのかどうか考えてみたがうまくいかなかった。たぶん，サルトルの思想は社会のあり方を考えるよりも自分自身を考えるとところに力点があるからではないかと思う。ロールズの思想はここで使えるのだと思う。
- ・違憲判決なんかは，ただ整理して覚えればいいという感覚だったけれど，それを題材にして今後の社会を考えるために必要な知識を手に入れるというのはとても重要で，けっこうおもしろく感じた。
- ・少し難しかったけれど，倫理思想を使いこなして話ができている人がいて，自分もそんな風になりたいと

思った。言葉の定義を正確に頭に入れて使いこなせるようになりたいです。

- 考えたり議論したりする授業を受けていると、どんなことでも究極的には倫理に関する問題にたどり着くのではないかという気になってくる。倫理思想が多種多様であるのだから、世の中の人々の意見はさらに多種多様になるのだろうと思う。それをまとめてできるだけ多くの人の意見が反映されるような社会をつくるのは実に難しいことだと感じた。しかし、それをしていかなければならないから、いろんな人の考え方を受け入れられるように、知識を身につけ考えを深めていきたい。
- 倫理で学ぶ内容を、思想家の著作などから学ぶことも大切なのだろうが、現実には当てはめて考える方がわかりやすくおもしろいと思った。

今回の授業は、先哲の思想を一通り扱い終えたあたりで実施した。しかし、このような授業は導入学習としても使えるのではないか。そうすると、社会を深く読み解き、よりよい社会を考えるための知識を身につける動機づけという位置づけになるだろう。

いずれにせよ、先哲の思想をできるだけ正確に活用できることが望ましいが、そのレベルにまで到達できていないとしても、先哲の思想を手がかりに社会のあり方を考えることができるだけでも、生徒にとって大きな収穫があるのではないと思われる。

4. おわりに

英語が現代において必要不可欠な道具であるように、倫理で学ぶ事項も同様に、グローバル化が進む現代において必要不可欠な道具といえるのではないだろうか。であるならば、ただ道具を手に入れるのではなくて、使いこなすことができるようにする授業が必要となる。そういう意味でも、対話的な授業をいろんな場面で取り入れていくことは重要である。

対話型授業はとにかく時間がかかるという点が問題視されたりするが、時間がかかるのは、明確で論理的な思考に裏打ちされた結論・主張にまで到達させようとするからであったりする。しかし、学んだことを使って考え、意見を交わすというくらいならそんなに時間は必要ない。

今後、自ら調査し考え、議論を経て社会に対して何かしらの提言ができるような壮大な授業ももちろんであるが、一方で、今まで学んできたこと、日常の疑問といったことを手がかりに自分の意見を持ち、それを交換し合って考えを深めていくような授業も大切につつ、様々な授業の可能性を探っていきたい。

参考文献

- 国立教育政策研究所 平成 24 年度プロジェクト研究調査 研究報告書「社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則」2013 年
- 阪本昌成『憲法 2 基本権クラシック 第四版』有信堂、2011 年
- 阪本昌成『リベラリズム／デモクラシー 第二版』有信堂、2004 年
- 柴山盛生ほか著『問題解決の進め方』放送大学教育振興会、2012 年
- 社会認識教育学会編『社会認識教育の構造改革—ニュー・パースペクティブにもとづく授業開発—』明治図書、2006 年
- 鈴木健ほか編『クリティカル・シンキングと教育 日本の教育を再構築する』世界思想社、2006 年
- 全国社会科教育学会編『社会科教育のニュー・パースペクティブ—変革と提案—』明治図書、2003 年
- E. B. ゼックミスタほか著『クリティカルシンキング《入門編》』北大路書房、1996 年



現代社会資料集

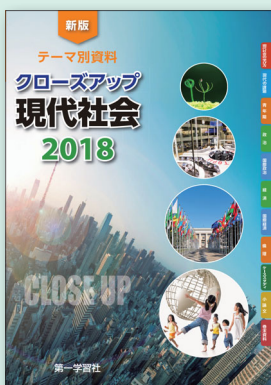


最新現代社会資料集 **新版**

● センター試験に完全対応できる充実型資料集

B5判 376頁
定価：本体価格 880円＋税
付属品 「公民資料集DVD-ROM」(教師用)

Dサポート 第一オンライン



クローズアップ現代社会 **新版**

● 興味を引く題材が満載の見開き完結型資料集

B5判 304頁
定価：本体価格 830円＋税
付属品 「公民資料集DVD-ROM」(教師用)

Dサポート

現代社会 ノート型問題集

ステップアップ現代社会

B5判 144頁 別冊解答付(B5判 64頁) 定価：本体価格 720円＋税
付属品 「公民問題集DVD-ROM」(教師用)

Dサポート 副教材採択校向けサイト「Dサポート」(先生専用サイト)で、サポートデータを配信!

第一オンライン 「第一オンライン」(生徒用サイト)で、「センターにチャレンジ!」の解答解説を配信!

- ◆「公民資料集DVD-ROM」には、第一学習社の公民資料集4冊分のデータを収録しています。
- ◆「公民問題集DVD-ROM」には、第一学習社の公民問題集3冊分のデータを収録しています。

政治・経済資料集



最新政治・経済資料集 **新版**

● わかりやすさを追求した充実型資料集

B5判 400頁
定価：本体価格 900円＋税
付属品 「公民資料集DVD-ROM」(教師用)

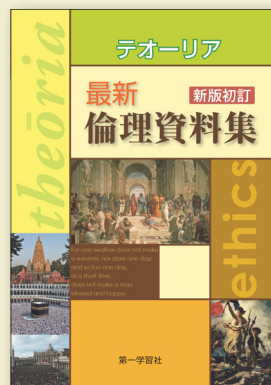
Dサポート

政治・経済 センター試験対策問題集

センター試験対策問題集 ステップアップ政治・経済

B5判 176頁 別冊解答付(B5判 88頁) 定価：本体価格 740円＋税
付属品 「公民問題集DVD-ROM」(教師用)

倫理資料集



テオリア最新倫理資料集 **新版初訂**

● わかりやすさと資料充実を両立させた資料集

B5判 328頁
定価：本体価格 840円＋税
付属品 「公民資料集DVD-ROM」(教師用)

Dサポート

倫理 センター試験対策問題集

センター試験対策問題集 ステップアップ倫理

B5判 160頁 別冊解答付(B5判 72頁) 定価：本体価格 730円＋税
付属品 「公民問題集DVD-ROM」(教師用)

公民最新資料 特集第3号



教育図書出版

第一学習社

2017年9月25日発行

東京：〒102-0084 東京都千代田区二番町5番5号
大阪：〒564-0052 吹田市広芝町8番24号
広島：〒733-8521 広島市西区横川新町7番14号

☎ 03-5276-2700
☎ 06-6380-1391
☎ 082-234-6800

札幌：☎ 011-811-1848 青森：☎ 017-742-4600 仙台：☎ 022-271-5313
新潟：☎ 025-290-6077 つくば：☎ 029-853-1080 東京：☎ 03-5803-2131
横浜：☎ 045-953-6191 金沢：☎ 076-291-5775 名古屋：☎ 052-769-1339
神戸：☎ 078-937-0255 広島：☎ 082-222-8565 福岡：☎ 092-771-1651
沖縄：☎ 098-896-0085